

別添

第 20 回セーフティ・ドライバー安全運転競技松江地区大会実施要領

第 1 競技内容及び採点方法

競技については、学科と実技について行う。

採点については減点方式とし、総合基準点（持ち点）1,000 点から、別表「採点基準表」により減点を行う。

1 学科競技

交通ルールについての知識及び運転者としての基本的な心得等について、正誤式により 30 問(15 分)を出題する。

学科競技の基準点数（持ち点）は、150 点とする。

2 実技競技

実技競技は技能走行及び法規走行を行い、競技コース等は別図 1「セーフティ・ドライバー安全運転競技大会」コース図（東部）によるものとする。

実技競技の制限時間は「8 分 30 秒」とする。走行タイムが 8 分 30 秒を超過した場合、超過タイムに応じて減点を行う。

時間の測定は、スタート旗を振り上げた時から計測をはじめ、終了地点において降車し、ドアを閉めた時をもって計測を終了する。

実技競技の基準点数（持ち点）は、850 点とする。

(1) 技能走行

技能走行は次の 4 種目とし、最大減点は各種目でそれぞれ 100 点とする。

「一本橋」から「前合わせ・後ろ合わせ」に移動する際の信号機については、想定にないものとする。

ア コンビネーションスラローム（別図 1－1）

パイロンにより設定された指定エリア内のスラロームコースを走行する運転技能を競う。

イ その場旋回（通称・たこつぼ）（別図 1－2）

パイロンで囲まれた直径 7 メートルの円内に前進で進入し、円内で 180° 方向転換して、前進で円外に出る運転技能を競う。

ウ 一本橋走行（別図 1－3）

間隔を空けて設置された 2 本の一本橋に、左側の前・後輪タイヤを乗せて脱輪等させることなく走行する運転技能を競う。なお、前輪のすべてがバック禁止ラインを超えてからの後退は減点行為とする。

エ 前合わせ・後ろ合わせ（別図 1－4）

車体前部及び後部を、指定された位置に至近距離で停止させる運転技能を競う。なお、指定位置に合わせる車体の部位は、バンパーの中心とする。

(2) 法規走行

競技コースを走行し、一般道路で運転するために必要とされる安全走行、安全確認、的確操作等について、側乗の審判員が減点方式により採点する。

なお、コース内信号交差点の信号は点減信号で行う。

第2 競技に当たっての留意事項

- 1 競技中、審判員の指示に従わない場合は、競技を中止し失格とする。
- 2 急ブレーキ、急発進は行わないこと。
- 3 実技競技中は、シートベルトを着用する。ただし、技能走行の「その場旋回」及び「後ろ合わせ」の際には、着用しなくてもよい。
- 4 パイロン等の接触については、パイロン下部の四角い台座部分を踏んだ場合もパイロン等への接触として減点を行う。
- 5 技能走行の「その場旋回」においては、競技者が脱出不能と判断した場合は、審判員に申告（窓を開け、手を上げて審判員に申告する）し、次の種目に移ることとする。
- 6 「前合わせ・後合わせ」の距離測定については、警音器を鳴らした時点で距離を測定することとする。
- 7 法規走行全般において、安全運転上不適当な行為や同乗者に不安を与えるような運転をした場合には減点を行う。
- 8 法規走行の終了は、終了地点の停止線を車体の一部が通過した時点とする。（一時停止は不要）

第3 競技車両

競技車両は、排気量1, 500～2, 000ccクラスの普通乗用自動車とする。

なお、競技車両については、松江地区安全運転管理者協会において準備する。

第4 順位決定方法

学科・実技競技を総合して減点の少ないチーム・選手を上位とする。

なお、点数が同点の場合の判定順序は下記のとおりとする。

- ① 学科競技の減点の少ない選手を上位とする。
- ② 実技競技の法規走行の減点が少ない選手を上位とする。
- ③ 実技競技の技能走行の減点が少ない選手を上位とする。
- ④ 実技競技における走行タイムの短い選手を上位とする。

【大会使用車両】※予定

トヨタカローラ（セダンタイプAT車） 排気量（cc）：1500cc

駆動方式：FF 全長：4.49m 全幅：1.74m 全高：1.43m 乗車定員：5人

※別表・別図 〔略〕